恵光園（生活介護事業）　利用料金表

1.利用者負担額

下記の表Ⅰ及び表Ⅱのサービス利用料に表Ⅲで該当する加算を加え、表Ⅳの所得区分による限度額内で算定されます。

※介護給付費や所得区分に変更があった場合は、負担額が変更になります。また、著しい物価の変動等により食費等を変更する場合があります。

2.利用料等の支払方法

利用者負担額は、１ヶ月ごとにご請求いたしますので、口座振替の場合は翌月25日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。現金の場合は翌月末日までお支払いください。

3.領収書の発行

利用者から利用料金の支払いを受けたときは領収書を発行します。

料金表

表Ⅰ　介護給付費対象のサービス利用料金　(日額)

令和6年4月1日以降

利用者の障害支援区分	区分２以下	区分３	区分４	区分５	区分６
３時間未満	1,770円	1,950円	2,180円	3,190円	4,310円
３時間以上４時間未満	2,210円	2,440円	2,740円	4,000円	5,380円
４時間以上５時間未満	2,670円	2,940円	3,280円	4,800円	6,470円
５時間以上６時間未満	3,100円	3,430円	3,820円	5,590円	7,550円
６時間以上７時間未満	4,350円	4,780円	5,340円	7,800円	10,490円
７時間以上８時間未満	4,450円	4,890円	5,470円	8,000円	10,770円
8時間以上９時間未満	5,040円	5,490円	6,070円	8,590円	11,370円

※土曜日は開所時間減算（4時間以上6時間未満）のため、すべての区分の利用料金に70%を乗じた額となります。

表Ⅱ　介護給付費対象外のサービス利用料金

項　目	日　額
D. 食費(昼食・１食分)	500円
E. 創作活動又は生産活動の材料費	実費
F. その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※食費は1食500円ですが、食事提供加算対象の方は1食200円が自己負担になります。

表Ⅲ　サービス利用に係る加算の種類

食事提供体制加算		１日につき300円
常勤看護職員等配置加算		１日につき190円
初期加算 **（利用開始日から30日間を限度）**		１日につき300円
利用者負担上限管理加算 **（月１回限度）**		１回につき1,500円
訪問支援特別加算 **（月２回を限度）**	イ １時間未満	１回につき1,870円
	ロ １時間以上	１回につき2,800円
欠席時対応加算（月４回を限度）		１日につき940円
福祉専門職員配置等加算	イ　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	１日につき150円
	ロ　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	１日につき100円
	ハ　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	１日につき60円
送迎加算		片道につき210円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		1月につき所定単位ｘ81／1000

表Ⅳ　利用者所得区分と利用料月額上限額

利用者の方とその配偶者の方の収入が対象で、応能負担により負担額は上限つきの利用料の1割です。お住まいの市町村から所得区分によって上限額が設定されます。

所得区分	対象者（厚生労働省基準）	利用料自己負担上限額（月額）
1	住民税非課税世帯	利用料の自己負担は無し
2	住民税所得割額16万円未満の世帯	9,300円
3	住民税所得割額16万円以上の世帯	37,200円

※所得割額16万円は、概ね年収600万円の方になります。